

## 議案第 1 1 4 号

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条  
例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 5 条第 3 項中「外国人住民」の次に「（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国  
人住民をいう。以下同じ。）」を加え、「記録されている」を「記載（法第 6  
条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確  
実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民  
票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 6 条第 1 項第 3 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これ  
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。  
以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削  
り、同項第 7 号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(印鑑登録の規制)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず非漢字圏の外国人住民（<u>法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）</u>）が住民票の備考欄に記載（<u>法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）</u>）をもって調製する住民票にあっては、<u>記録。以下同じ。）</u>）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録の規制)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>

当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4)～(6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 (略)

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 (法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4)～(6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

2 (略)